

発議案第24号

子供の貧困対策を抜本的に強めるよう求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成28年9月8日

八千代市議会

議長 嵐 芳 隆 様

提出者	八千代市議会議員	堀 口 明 子	㊟
賛成者	八千代市議会議員	植 田 進	㊟
	同	伊 原 忠	㊟
	同	三 田 登	㊟

提案理由

国に対し、抜本的な子供の貧困対策を求める。

これが、本案を提出する理由である。

子供の貧困対策を抜本的に強めるよう求める意見書

厚生労働省の調査（2012年）では、子供の貧困率が過去最悪となる16.3%、6人に1人が貧困ラインの122万円以下で暮らしているとしている。とりわけ深刻なのは、母子家庭などの一人親家庭の子供で、貧困率が54.6%と、2人に1人を超えていることである。子供の貧困率は、経済協力開発機構（OECD）加盟34カ国の中では9番目、一人親家庭では最悪となっている。

貧困世帯の子供は学習面で不利な状況に置かれ、経済的に進学を諦めたり、退学せざるを得ない子供が多いと言われている。それは、就職にも大きく影響することになり、「貧困の連鎖」へと進む原因にもなっているのである。このような背景について、「政府が規制緩和を進める中で、企業が正社員を減らし、賃金の低い非正規労働者を増やしてきたことが貧困率を押し上げている」との指摘もあり、貧困と格差の解消に向けた国の役割は決定的に重要なのである。

国は、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」を制定し対応を始めてはいるが、極めて不十分と言わざるを得ない。ひとり親家庭の第2子から「児童扶養手当を増額」したが、一人親家庭の約6割は「子供が1人」であり増額にはならない。生活保護世帯では、子供の数が多いほど「生活扶助費」、「冬季加算」の削減幅が大きくなる。また、「子育て世帯」への臨時給付金は廃止されるなど、効果的な対策にはなっていない。

子供の貧困対策として、児童扶養手当の所得制限の緩和、給付型奨学金の創設など、国として真に実効性のある施策を直ちに進めるべきである。

よって、本市議会は国に対し、子供の貧困対策を抜本的に強めるよう求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年9月28日

八千代市議会

提出先

内閣総理大臣様

文部科学大臣様

厚生労働大臣様